

## 不在者投票施設指定申請等に係る事務処理基準

### 第1 指定施設

指定施設とは、県の選挙管理委員会が指定する次の施設とする。

- (1) 病院（以下「指定病院」という。）
- (2) 老人ホーム（以下「指定老人ホーム」という。）
- (3) 身体障害者支援施設（以下「指定身障施設」という。）
- (4) 保護施設（以下「指定保護施設」という。）

### 第2 指定の基準

施設の運営状況を確認するため、施設開設後おおむね3月を経過した後に申請を受け付けるものとし、申請書受理後直ちに当該施設の現況を不在者投票施設指定調査票（別紙様式）により調査するものとする。ただし、施設の新築移転が伴う場合も同様（必要書類は新規の指定時に準ずる。）とする。

なお、施設の種類による指定基準は次のとおりとする。

#### (1) 指定病院

おおむね50人以上の患者を収容するに足るベッド数を有する病院であること。ただし、施設の調査の結果、不在者投票の管理執行上、問題がないと判断される場合は、この限りではない。

※病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院を含む。）をいう。

#### (2) 指定老人ホーム

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条に基づき厚生労働大臣が定めた養護老人ホーム等の施設基準を備え、かつ収容定員がおおむね50人以上のものを基準とする。ただし、収容定員に係る基準については、施設の調査の結果、不在者投票の管理執行上、問題がないと判断される場合は、この限りではない。

※老人ホームとは、老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び経費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。

#### (3) 指定身体障害者施設等

おおむね50人以上の人員を収容（通所者を除く。）することができる規模を有することを基準とする（身体障害者支援施設については、そのほか収容者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている者が、25人以上であること。）。ただし、施設の調査の結果、不在者投票の管理執行上、問題がないと判断される場合は、この限りではない。

※身体障害者支援施設とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。

#### (4) 指定保護施設

おおむね50人以上の人員を収容（通所者を除く。）することができる規模を有していること。ただし、施設の調査の結果、不在者投票の管理執行上、問題がないと判断される場合は、この限りではない。

※保護施設とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設及び更生施設をいう。

### 第3 指定申請時における必要書類

- (1) 不在者投票施設指定申請書
- (2) 施設概要書
- (3) 投票をする場所の見取り図
- (4) 開設許可書の写し（開設主体が法人にあっては、法人許可書の写し）
- (5) その他必要な書類

#### 附 則

この基準は、平成14年10月1日から施行する。

この基準は、平成24年7月31日から施行する。

この基準は、平成29年3月31日から施行する。

この基準は、令和5年10月2日から施行する。